鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（土砂災害に関する防災教育等普及啓発業務

委託プロポーザル審査会）運営要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（土砂災害に関する防災教育等普及啓発業務委託プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（会長）

第２条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査会）

第３条　審査会は、鳥取県治山砂防課長が招集し、会長が議長となる。

２　審査会の議決において可否同数のときは会長の決するところによる。

（秘密の保持）

第４条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第５条　審査会の庶務は、鳥取県治山砂防課において行う。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年３月６日から施行する。